第４回　検討会

開催日時：平成３０年7月３０日（月）

１０：００から１１：１０

会　　場：埼玉県鴻巣保健所

■　以下、

○　議事概要

○　検討結果（検討会での決定事項）

○　会議資料

を掲載。

※　会議資料のうち、

・　資料１－１　第２回議事概要
・　資料１－２　第２回検討結果
・　資料１－３　第３回議事概要

はそれぞれ各会の資料に添付しているため省略した。

確定版

身寄りのない高齢者等への円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会（第４回）

議　　事　　概　　要

平成３０年７月３０日（月）
１０：００～１１：１０
鴻巣保健所　大会議室

１　議　　題

(1)　前回までの検討結果の整理

資料１－１、１－２、１－３に基づき、前回までの検討会について議論の概要及び結果について、鴻巣保健所から説明をし、内容の確認と校正を平成３０年８月６日（月）までに依頼した。

(2)　事例検討

資料２に基づき、上尾中央総合病院から検討事例の説明後、各市町から各検討課題について説明をした。

ア　入院前に地域で患者やその家族に介入できるような方法はあるか。（生活力や地域で問題を起こしているかなどの情報把握）

○　対応が必要なケースの場合には、市に相談してもらえれば可能な範囲で対応する。（鴻巣市）

○　地域包括支援センターや市の担当課が連携して対応している。また、社会福祉法人の支援団体とも連携している。（桶川市）

○　市は福祉的な立場に立って対応するので、病院から相談があれば承るが、家族から連絡があるほうが動きやすい。（上尾市、鴻巣市）

○　ＭＳＷと行政とで顔を合わせる会議や研修などがないので、関係づくりができる恒常的な会議などをぜひやってもらいたい。（上尾市）

○　市では本人のためになるようにというつもりで、主導権を握ってやっている。（桶川市）

○　本人、家族が全く判断できない場合の方が困っており、事例としては多い。制度の限界ということはわかっているが、病院としてはできれば何

とかしていただきたい。（上尾中央）

○　参考になる制度が精神保健福祉法の医療保護入院である。説明すると、医療保護入院は、症状が入院相当で、本人が病状により入院同意できない場合に家族の同意で入院させられるものだが、同意できる家族がいない場合や家族が同意できない場合に、市町村長の同意で入院させることができる。（保健所）

○　家族の存否や関係など総合的に判断する必要がある。例えば、結婚しているが別居しているだけでは、市町村長同意は難しいだろう。離婚係争中なら可能かもと考えられる。（保健所）

○　家族に全く判断能力ない時には戸籍を調べて協力者を探す。それがいないか拒否された場合には、市長申し立てによる成年後見を考える。医療同意はできないが、入退院の手続なら後見人ができると思うので、成年後見制度を使う。（鴻巣市）

⇒○　後見人は、入院の保証はできないという認識でいるがどうなのか。（桶川市）

○　入退院についての判断同意を後見人はできるか、保健所で調べる。（保健所）

イ　各市町（社会福祉協議会なども含む。）で病院を支援する取組はあるか。

○　困ったことについて相談していただければ可能な範囲で対応する。（鴻巣市）

○　逆に、こういう支援が必要だと言っていただければ検討する。（上尾市）

○　病院と一緒に考えていこうというスタンスは持っているので、病院との相談体制を作るのが一番だと考えている。（桶川市）

(3)　その他

前回提起された検討事項について、医療整備課から説明があった。

○　遺体安置場所の提供について病院局に伝えた。県立病院の霊安室は当該病院で亡くなる患者を想定して設置されており、他病院の遺体を引き取ることはできないとのことであった。

また、病院が葬祭を依頼した際の費用について、県で負担はできないが、搬送困難な救急事案について今年度は補助金を増額しており、できる部分での御支援をしているので御理解いただきたい。（医療整備課）

2　閉　　会

第4回
身寄りのない高齢者等への
円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会
検　討　結　果

検討事例	
検討事例	■　身寄りがいても協力が得られない場合 成人患者を含む家族全員に精神疾患があり、退院先について病院が相談できない。 患者・主介護者に認知症があり退院先について相談できない。

NO.	検討課題	結　果
1	入院前に地域で患者やその家族に介入できるような方法はあるか。（生活力や地域で問題を起こしているかなどの情報把握）	■　市町に相談すれば可能な対応はする。 ■　相談に当たっては、病院からの相談にも乗るが、家族から連絡があるほうが動きやすい。 【今後の課題】 ○　MSWと行政等で顔を合わせる関係づくりができる場を設置する。 ○　精神保健福祉法の医療保護入院における市町村長同意に準じた制度整備を検討する必要がある。 ○　法的に、成年後見人（成年後見制度）が入院時の保証人になれるか確認する。（保健所が確認）
2	各市町（社会福祉協議会なども含む。）で病院を支援する取組はあるか。 ※　関連する取組を含め幅広く取組を御紹介ください。	■　市町に相談すれば可能な対応はする。

身寄りのない高齢者等への円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会（第４回）

次　　　第

平成３０年７月３０日（月）
１０：００～１１：３０
鴻巣保健所　大会議室

１　開　　会

２　議　　題

(1)　前回までの検討結果の整理

(2)　事例検討

(3)　その他

４　閉　　会

■　次回の開催は、８月３０日（木）１０：００～１１：３０の予定です。

身寄りのない高齢者等への円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会　第4回出席者

平成30年7月30日
埼玉県鴻巣保健所

団体名	課所室名	役職名	氏名
鴻巣市	福祉課	主幹	ミツタケ コウイチ 光武 孝一
	長寿いきがい課	副課長	スダ ケンイチ 須田 憲一
上尾市	福祉総務課	課長	スダ ヒトシ 須田 均
	生活支援課	主幹	ヤマザキ サトシ 山崎 聡
桶川市	社会福祉課	主幹	ミタニ ヒデトシ 三谷 秀利
北本市	福祉課		（欠席）
伊奈町	福祉課		（欠席）
上尾中央総合病院	情報管理部	特任副院長	ハセガワ ツヨシ 長谷川 剛
	事務管理室	事務副部長	カトウ モリフミ 加藤 守史
	看護管理室	看護副部長	サイトウ ヤスエ 斉藤 靖枝
	地域連携課医療福祉相談係	係長	玉城 海衣
北里大学メディカルセンター	医療福祉支援センター	看護部 係長	コイケ スミエ 小池 寿美江
埼玉県福祉部	福祉政策課 政策企画担当		（欠席）
埼玉県福祉部	東部中央福祉事務所 生活保護担当	担当課長	アラカワ シゲル 荒川 茂
埼玉県保健医療部	医療整備課 地域医療対策担当救急医療	主幹	ホソダ コウイチ 細田 耕一
埼玉県鴻巣保健所		所長	ヤナギサワ ヒデアキ 柳澤 秀明
		副所長	ササキ ツトム 佐々木勉
	総務・地域保健推進担当	担当部長	オカベ トシユキ 岡部 敏行
	保健予防推進担当	担当部長	スズキ 鈴木 しげみ
	総務・地域保健推進担当	担当課長	キムラ チハル 木村 千春
	総務・地域保健推進担当	専門員	ナカザキ マサミ 中崎 正美

身寄りのない高齢者等への円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会　第４回　座席表

平成３０年７月３０日（月）
１０：００～１１：３０
鴻巣保健所　大会議室

（上座）

- 鈴木担当部長
- 柳澤所長
- 佐々木副所長
- 岡部担当部長

（左側）

- 鴻巣保健所 木村担当課長
- 中崎専門員
- 県医療整備課 細田主幹
- 県東部中央福祉 荒川担当課長

（右側）

- 上尾中央総合病院 長谷川特任副院長
- 斉藤看護副部長
- 加藤事務副部長
- 玉城係長

（下側）

- 桶川市 三谷主幹
- 上尾市 山崎主幹
- 上尾市 須田課長
- 鴻巣市 須田副課長
- 鴻巣市 光武主幹
- 北里大学ＭＣ 小池係長

出入り口

資料 1-1

身寄りのない高齢者等への円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会（第２回）

議　事　概　要

平成３０年５月３０日（水）
１０：００～１１：４０
鴻巣保健所　大会議室

1　資料の説明：鴻巣保健所

配布資料に基づき、単独世帯の増加状況などから、身寄りのない人が増加していると考えられること及び今後身寄りのない人へのサービス提供は大きな課題となることを保健所から説明した。

また、検討の参考となる資料として、国民生活を配布し概要を紹介した。

2　事例概要の説明：上尾中央総合病院

検討事例の概要について、上尾中央総合病院から説明があった。

3　論点の検討及び意見交換

事前に配布した資料「事例検討シート」に基づき、各市町の各検討課題に関する対応を検討した。

(1)　**身寄りのない患者の身元確認、親族等の血縁者の確認を、病院はいつ頃から市町に依頼できるのか。**（症状が悪化する前や患者と意思疎通できる段階などでも依頼できるか。）

- ○　対象者が意思疎通可能であれば、対象者に直接確認してもらうのがよい。(4 市 1 町)
- ○　本人の同意がなければ戸籍調査はできない。本人の委任で調査することは可能。(4 市 1 町)
- ○　その人に関する市役所内の情報を集めて提供するとは可能。(上尾市)
- ○　住基法第１２条の３第１項で、正当な理由がある場合に記載事項を渡すことができるとなっている。この正当な理由については、過去、医療機関に債権が発生しており、支払いがなされていない場合に書面で請求された案件について回答した例がある。(伊奈町)
- ○　債権債務が発生しているということでは、正当な理由に該当しないというのが、通常の取扱だと思う。（北本市）

(2)　**身寄りのない患者死亡時の病院から市町への連絡先窓口は決まっているか。決まっていない場合には、病院からの連絡はどこにすればよいか。**

- ○　身寄りのない高齢者で生活保護を受けているか不明の場合には、長寿いきがい課、それ以外の生活保護を受けていたり高齢者以外で身寄りのない場合には福祉課保護担当が対応。（鴻巣市）

○　孤立死対応フローを作成している。６５歳以上は高齢介護課が対応、高齢者以外については生活支援課が対応。今後、１年くらいかけて、福祉総務課も含めた役割分担を検討する予定。（上尾市）

○　６５歳以上の方が亡くなった場合には高齢介護課、それ以外の場合には社会福祉課が対応。（桶川市）

○　６５歳以上は高齢介護課、それ以外の場合には福祉課（生活保護担当）が連絡先となる。（北本市）

○　福祉課が窓口となる。（伊奈町）

(3)　病院が直接葬祭業者に連絡を取ることは可能か。病院が直接葬祭業者に連絡をすることにより生じる問題は何か。

○　事前（亡くなる前）に市に連絡があった場合は、契約業者を指定できるので、病院から直接連絡をすることは可能。それ以外では、病院から直接連絡をすると葬祭費用が市の金額を超えていて、結果として病院に費用の負担をかけてしまう場合もあり、望ましくない。（４市１町）

(4)　病院が直接葬祭業者に連絡を取れる場合に、どのような手続で連絡を取ればよいか。

(5)　病院が直接葬祭業者に連絡をする以外に、遺体を迅速に取り扱う対応方法にはどのようなものがあるか。

○　閉庁時間においては、事前に市に連絡をして市の取扱が見込めると確認をしている場合には直接葬祭業者に連絡を取ってもらって構わない。事前に市に連絡をしてもらってない場合には、予算（単価）を超える費用を請求されて、市が費用を全額支払えないような場合も生じるので、病院が直接葬祭業者に連絡を取るのは難しい。（４市１町）

○　御遺体を安置しておく場所に困っている。どの程度で葬祭業者にお迎えに来ていただけるか。業者に保管してもらえるのか。（上尾中央 HP）

⇒○　日曜日でも１時間くらいで行ける。（鴻巣市）

○　生活保護の受給者については、数時間で対応する。（桶川市）

○　契約内容が良くわからないので、業者に保管してもらえるか確認する。（４市１町）

(6)　市町閉庁時に病院が市町に連絡を取る方法はあるか。閉庁時に連絡を取る必要がある連絡内容は何か。

○　市の代表電話に連絡をしてもらえれば市担当者に緊急連絡が入り、市担当者から連絡をすることとなる。事前に市と対応の協議ができていない方の場合で、よほどの緊急対応が発生した時には、閉庁日に連絡を取る必要がある場合ではないか。（４市１町）

4　閉　　会

第2回
身寄りのない高齢者等への 円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会
検　討　結　果

資料１－２

検討事例

■ 身寄りなし患者の死亡時の対応
死亡時の連絡先窓口を事前に市町村に確認しているが、直接葬儀業者の連絡先を教えてくれる市町村はほとんどなく、お迎えまでに半日以上の時間を要する。
院内での安置場所も限られており、安置困難な場合は入院患者用の個室や救急室のベッドを使用せざるを得ない状況である。
また、市町村閉庁時については開庁時まで対応できない市町村が多く、数日当院の解剖用冷蔵庫を使用するケースもある。

NO.	検討課題	検討結果
1	身寄りのない患者の身元確認、親族等の血縁者の確認を、病院はいつ頃から市町に依頼できるのか。（症状が悪化する前や患者と意思疎通できる段階などでも依頼できるか。）	■ 死亡後に身元調査（戸籍調査）を開始する。 ■ 生前でも本人の同意（委任状）があれば調査は可能。 【今後の課題】 ○ 住民基本台帳法第１２条の3第１項の相当と認める場合に該当するかどうかは確認する必要がある。（保健所が確認する。） ○ 生前から患者の身元調査ができるよう、個人情報の取扱い等について新たな制度を考える必要がある。 （参考）住民基本台帳法 第一二条の三　市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。 一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者 二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者 三　前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

NO.	検討課題	市町	区分	連絡先窓口
2	身寄りのない患者死亡時の病院から市町への連絡先窓口は決まっているか。 決まっていない場合には、病院からの連絡はどこにすればよいか。	鴻巣市	生活保護受給者と高齢者以外	福祉課（保護担当）
			上記以外	長寿いきがい課
		上尾市	65歳以上	高齢介護課
			上記以外	生活支援課（変更予定あり）
		桶川市	65歳以上	高齢介護課
			上記以外	社会福祉課
		北本市	65歳以上	高齢介護課
			上記以外	福祉課(生活保護担当)
		伊奈町		福祉課

3	病院が直接葬祭業者に連絡を取ることは可能か。病院が直接葬祭業者に連絡をすることにより生じる問題は何か。	■ 生前に市町に連絡があり、市町の取扱が見込める場合には、市町が葬祭業者を指定できるので、病院が連絡を取ることは可能。 （北本市は、死者発生後に契約をするため、除外） ■ 前記以外の場合には、葬祭業者との契約金額の制限等があるため、病院が葬祭業者に連絡をし、葬祭依頼をすることは不可能。 【今後の課題】 ○ 北本市は、事前に葬祭業者と契約をするよう検討していただく。
4	病院が直接葬祭業者に連絡を取れる場合に、どのような手続で連絡を取ればよいか。	■ 生前に市町に連絡があった場合には、市町から葬祭業者を紹介するので、その業者に連絡をする。
5	病院が直接葬祭業者に連絡をする以外に、遺体を迅速に取り扱う対応方法にはどのようなものがあるか。	➢第3回に引き続く。
6	市町閉庁時に病院が市町に連絡を取る方法はあるか。閉庁時に連絡を取る必要がある連絡内容は何か。	■ 市町の代表電話に連絡をすると、市町の担当者に連絡がいき、市町担当者から病院に連絡をすることとなる。

資料 1-3

身寄りのない高齢者等への円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会（第３回）

議　事　概　要

平成３０年６月２８日（木）
１０：００～１２：００
鴻巣保健所　大会議室

1　前回（第２回）の課題の整理（資料１、２）

患者死亡の場合の対応について、資料に基づき各市町から発表した。

■　葬祭業者の遺体保管について

○　死亡してから業者と契約をする。ここ数年、事例はない。（北本市）

○　ドライアイス１０キログラムを措置しており、１日は保管してもらうことは可能。（上尾市）

○　行政は死亡してから身寄りを確認するので御遺体の保管が長時間になる。病院に御遺体を保管させるのであれば、行政の支援も必要である。御遺体を葬祭業者が保管するように契約を統一にして、県が市町村を指示したらどうか。県はどのように考えているのか。（上尾中央）

■　葬祭業者が遺体を迎えに行く時間について

○　２４時間ないしそれ以内でお迎えに行ける。（鴻巣市、上尾市）

○　生活保護以外については、２時間程度でお迎えに行ける。（伊奈町）

○　県では２～３時間で対応できると思う（生活保護関係）。（東部中央福祉）

○　ただし、身元が分からず身元確認が必要な時は時間がかかる。（鴻巣市、上尾市、北本市、伊奈町）

○　警察には遺体安置場所があるが、そういう場所を使うことはできないのか。県庁はそういう調整はしてもらえないのか。御遺体を早く引き取っていただくことも重要だが、身寄りの確認も早める必要がある。（上尾中央）

■　病院出入の葬祭業者に病院がお迎えを依頼し、費用を市町に払ってもらうことはできるか。（上尾中央）

○　生活保護以外は払うことはできない。生活保護も限度額がある。（鴻巣市、上尾市、北本市、伊奈町）

○　市町とも現行法制度の枠内で対応しており、制度の適用がない場合に費用を支払うのは難しいと思う。どこが負担すべきか、議論があったことを持ち帰る。（医療整備課）

2　事例概要の説明（資料３）

(1)　検討課題のＮＯ．１、ＮＯ．２については、配布資料のとおり。

■　精神疾患患者等の見守り、介入について
○　病院を退院したこと＝自立できる、ではない。特に、アルコール中毒や精神疾患患者は地域での見守りが必要である。しかし、本人に介入の了解を取ると、嫌がる場合がある。（上尾中央）
○　神福祉保健法では介入は難しいが、介入の同意の取り方には幅がある。患者が拒否しない限り、医師から言われたから保健所が来たということなら可である。患者から会いたくないと言われれば無理だ。（保健所）
■　地域への引継ぎのため退院前のカンファレンスに、自治体や民生委員に参加してもらえるか。（上尾中央）
○　民生委員の参加はケースバイケース、市の同席は可能である。（鴻巣市）
○　まずは相談を市にしていただきたい。（上尾市）
○　今も参加しているし同席は可能である。（北本市）
○　民生委員の同席は可能である。（伊奈町）
■　同意について
○　保証人が必要な場面は医療費等の回収の場面である。医療同意は本人に求めている。（上尾中央）
○　現状では同意の意思決定を誰がするのかを決めるのは難しい。次の次の議論である。（上尾中央）

(2)　ＮＯ．５入院中死亡した場合の対応について
■　若年者の身元調査について
○　若年の身寄りなしの場合には、死亡するまで戸籍確認はできない。高齢や生活保護受給者は可能。（鴻巣市）
○　死亡前の身元確認は難しい。基本的に上尾市では福祉総務課が対応する。（上尾市）
○　戸籍調査は死亡時から始める。本人に意識ある場合には委任状を書いてもらえれば入院中から調査をする。（伊奈町）
■　委任状があれば調査可能か。（上尾中央）
○　委任状があれば可能である。（鴻巣市、北本市）
○　死亡後、病院での御遺体の保管期間を縮めるためには、プライバシーもあると思うが身元調査の早期開始を考えないといけない。調査できない点は制度上の落とし穴である。県としても考えてもらいたい。（上尾中央）
■　その他
○　県立病院にも遺体安置場所はある。県立病院で遺体を引き取ってもらえないのか。県がすぐにできることである。（上尾中央 HP）

3　その他
・　今後の検討会開催予定（資料４、５）
今後の開催予定について、資料で説明した。

4　閉　　会

資料2

第4回
身寄りのない高齢者等への
円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会
事 例 検 討 シ ー ト

検討事例	■ 身寄りがいても協力が得られない場合 成人患者を含む家族全員に精神疾患があり、退院先について病院が相談できない。 患者・主介護者に認知症があり退院先について相談できない。

NO.	検討課題	各市町での事前の検討結果				
		鴻巣市	上尾市	桶川市	北本市	伊奈町
1	入院前に地域で患者やその家族に介入できるような方法はあるか。(生活力や地域で問題を起こしているかなどの情報把握)	入院前に何か問題があり、相談やケース対応が必要な場合には、高齢者であれば長寿いきがい課、その他(精神疾患等)の方であれば福祉課へ相談していただければと思います。	基本は、MSWの本来業務である本人や家族との関わりの中から方向性を定めていくこととなる。 行政との連携は、保健所や市町の保健師への相談からスタート。関わりがあるケースであれば、連携を検討できる。関わりがない場合は、行政との連携は難しいが、長期的視野をもとに行政の担当セクションに地道に働きかけをお願いしたい。	"高齢者等" 地域包括支援センターや市の高齢者担当課や生活困窮相談担当課と連携し、患者や家族に介入できるようにしている。 "障害者等" 「相談支援センターわおん」や市の障害福祉担当課と連携している。	○検討事例のケースでは、市等のいずれかの機関で情報を把握していることが想定される。 ・家族全員が精神疾患:障がい福祉課 ・患者、主介護者が認知症:高齢介護課 ・就労が困難な状況で生活が困窮していることが想定されるので、生活保護等の対応をしている場合:福祉課 ○本ケースのような場合は、以上の課だけではなく、社会福祉協議会、地域包括支援センター、病院等と連携をとり、対応をしている。 ○ただし、先述の連携が全くない状況で、生活力等の情報を把握していたとしても情報の提供のみ行うことは、個人情報保護の観点から出来ない。	・緊急通報システムの取り付け ・民生委員や福祉協力員による見守り活動の他に、地域全体で見守りを行えるような仕組み(お年寄り世帯見守りたい)の周知・参加促進 ・成年後見制度の利用 ・精神疾患があるのであれば、保健所の介入が必要
2	各市町(社会福祉協議会なども含む。)で病院を支援する取組はあるか。 ※ 関連する取組を含め幅広く取組を御紹介ください。	特になし	何を希望するかによる。 先ほども記載したが、患者と家族の治療に関する支援は、MSWが中心に行うもの。 ただし、家族全員に判断能力がない場合は、市長申し立てによる成年後見人の可能性は検討できる。 また、保護受給者や自立支援サービス受給者、包括の支援世帯などは、CWや包括との連携は十分検討の余地はある。 包括ケアの理念からすると、病院を支援するではなく、ケースをどのように支援するかという立ち位置が本来である。	そのような取り組みについては、実施を行っていない。	○No.1の対応と同様となる。 ○病院を直接支援する取組はありません。	・市町村申立による成年後見制度の利用

第5回　検討会

開催日時：平成３０年８月３０日（木）

１０：００から１１：３０

会　　場：埼玉県鴻巣保健所

■　以下、

○　議事概要

○　検討結果（検討会での決定事項）

○　会議資料

を掲載。

※　会議資料のうち、

・　資料１　第２回議事概要、第２回検討結果、第３回議事概要、第４回議事概要

・　資料２　第３回検討結果、第４回検討結果

はそれぞれ各会の資料に添付しているため省略した。

※　資料４－１　法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～（法務省ホームページから。http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html）

資料５　成年後見制度　市町村長申立ての手引き（長野県、平成26年11月）（※　表紙のみ本紙に掲載した。）

資料７　法務省：「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が平成２８年１０月１３日に施行されました。（法務省ホームページから。http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00196.html）

については、公表されているため紙面の都合等により、省略した。

確定版

身寄りのない高齢者等への円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会（第５回）

議　事　概　要

平成３０年８月３０日（木）
１０：００～１１：３０
鴻巣保健所　大会議室

１　前回までの検討結果の整理（資料１、２）

鴻巣保健所から、資料２により、第３回、４回の検討結果について説明をし、修正依頼をした。

２　成年後見制度等について（資料３、４－１、４－２、５、６、７）

鴻巣保健所から、資料３に基づき、成年後見制度について説明した。特に、成年後見人が保証人になれるかという前回の確認事項については、できないという結果を説明した。

また、前回の会議で、意思表示が困難な人については精神保健福祉法の医療保護入院における市町村長同意に準じた制度整備の検討を保健所から提案したが、問題を医療同意まで広げずお金のことに限るのであれば、このような新たな制度は不要であることから、金銭に係る意思表示に限って検討していくこととした。

３　事例検討（資料８）

上尾中央総合病院から事例の概要説明後、検討を行った。

(1)　成年後見制度の市長申立てにおいて、家庭裁判所への申立てまでにどのくらいの時間がかかるか。

各市町から事前の検討結果を発表した後、意見交換を行った。

○　成年後見人を早く付けるとなると、市長申立ての時期をいかに早くするかということになる。(上尾市)

○　行政側も後見申立て手続が遅くなれば病院の負担が生じるということを認識する必要がある。(上尾市)

○　市町村長申立てがこれだけ時間がかかるとなると、市町村には親族調査のスタートを速められないか検討してもらいたい。また、以前市町村長申立てをお願いした時に、役所内の検討会議が１か月先になると言われたかが、緊急の案件として内部の事務も進めてもらいたい。(上尾中央ＨＰ)

○　成人後見の申立てをしてから審判の確定まで時間がかかるので、せめて申立てがあれば入院させてくれるという対応を医療機関にお願いしてもらえないか。(上尾中央ＨＰ)

○　裁判所にも早く審判手続きをする必要があることを言う必要がある。(上尾中央ＨＰ)

○　生活保護を受けて病院に支払い、後で自分の財産で生活保護受給分を返すことは可能か。(保健所)

生活保護の受給額や手続期間はどのくらいか。(上尾中央ＨＰ)

⇒　次回、東部中央福祉事務所に説明を依頼する。(保健所)

(2)　受入先医療機関、施設を拡充することは可能か。

○　当病院はグループだが、それぞれが独立に経営していて保証人がいなくても受入れるかどうかはそれぞれの判断による。グループ内で調整が取れていないので今後の課題である。(上尾中央ＨＰ)

○　生活保護を受けていれば入院できるということか。(保健所)

⇒　生活保護で資金回収できるので入院できるようにも思うが、保証人を求められる。ワーカーの協力が得られていることを求められることもある。(上尾中央ＨＰ)

○　例えば、４市１町の連名で郡市医師会に、身寄りのない方が増えているので、入院に当たっては保証人がいなくても受け入れるとか柔軟な対応を依頼することはできるか。持ち帰り検討してもらいたい。保健所は病院に対する許認可を行っているので、医師会に同行依頼をするなどの支援はする。(保健所)

○　厚生労働省から保証人がなくても患者を受け入れるようにという通知を出している。(保健所)

4　閉　　会

第5回
身寄りのない高齢者等への
円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会
検　討　結　果

検討事例	
検討事例	■ 成年後見制度について 市町村長申し立てに至るまでに1ヶ月以上とかなりの時間を要し、さらに成年後見人が決定するまでに2カ月位時間を要する。 成年後見人が決定しないと転院・入所を引き受けてくれない病院や施設がほとんどのため、退院可能な状態であっても退院できない状況となる。 現状の受け入れ先としては有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅のみである。また、回復期リハビリテーション病院については当院のみである。 介護老人保健施設や療養型病院での継続療養が必要な患者の場合は、成年後見人が決まるまで当院で入院継続せざるを得ない状況である。

NO.	検討課題	結　果
1	成年後見制度の市長申立てにおいて、家庭裁判所への申立てまでにどのくらいの時間がかかるか。	■ 最短でも3か月程度はかかる。 なお、申立てから審判の確定（成年後等見の開始）までは4か月程度かかる。 ■ 病院は、早期に市町村に成年後見申立ての相談や依頼をする。 ■ 市町は、緊急の案件であることを庁内で共通認識とし、事務を早く進める。 【今後の課題】 ○ 裁判所に成年後見の審判手続きを早期に進めるよう、依頼することを検討する。
2	受入先医療機関、施設を拡充することは可能か。	■ 市町は郡市医師会に、身寄りのない高齢者等が増加していることを踏まえ、入院に当たっては保証人がいなくても受け入れるなど柔軟な対応を依頼することを検討する。 ■ 上尾中央総合病院はグループ内で保証人がいなくても受入れる施設を開拓する

身寄りのない高齢者等への円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会（第５回）

次　　　第

平成３０年８月３０日（木）
１０：００～１１：３０
鴻巣保健所　大会議室

１　開　　会

２　議　　題

(1)　前回までの検討結果の整理（資料１、２）

(2)　成年後見制度等について（資料３、４－１、４－２、５、６、７）

(3)　事例検討（資料８）

(4)　その他

４　閉　　会

■　次回の開催は、９月２８日（金）、１０：００～１１：３０の予定です。

身寄りのない高齢者等への円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会　第5回出席者

平成30年8月30日
埼玉県鴻巣保健所

団　体　名	課所室名	役職名	氏　名
鴻巣市	長寿いきがい課	副課長	須田　憲一（スダ　ケンイチ）
上尾市	福祉総務課	課　長	須田　均（スダ　ヒトシ）
	生活支援課	主　幹	山崎　聡（ヤマザキ　サトシ）
桶川市	社会福祉課		（　欠　席　）
北本市	福祉課	~~主　査~~	~~角田　琢磨~~（ツノダ　タクマ）
伊奈町	福祉課	課長補佐	秋元　和彦（アキモト　カズヒコ）
上尾中央総合病院	情報管理部	特任副院長	長谷川　剛（ハセガワ　ツヨシ）
	看護管理室	看護副部長	斉藤　靖枝（サイトウ　ヤスエ）
	地域連携課医療相談係	係　長	玉城　海衣
	退院支援看護科	科　長	土屋　みどり（ツチヤ）
北里大学メディカルセンター	医療福祉支援センター	看護部　係長	小池　寿美江（コイケ　スミエ）
埼玉県福祉部	福祉政策課　政策企画担当		（　欠　席　）
埼玉県福祉部	東部中央福祉事務所 生活保護担当		（　欠　席　）
埼玉県保健医療部	医療整備課 地域医療対策担当救急医療	~~主　幹~~	~~細田　耕一~~（ホソダ　コウイチ）
埼玉県鴻巣保健所		所　長	柳澤　秀明（ヤナギサワ　ヒデアキ）
		副所長	佐々木勉（ササキ　ツトム）
	総務・地域保健推進担当	担当部長	岡部　敏行（オカベ　トシユキ）
	保健予防推進担当	担当部長	鈴木　しげみ（スズキ）
	総務・地域保健推進担当	担当課長	木村　千春（キムラ　チハル）
	総務・地域保健推進担当	専門員	中崎　正美（ナカザキ　マサミ）

身寄りのない高齢者等への円滑な医療・保健・福祉サービス提供体制の整備検討会　第5回　座席表

平成30年8月30日（木）
10：00～11：30
鴻巣保健所　大会議室

鈴木担当部長
柳澤所長
佐々木副所長
岡部担当部長

鴻巣保健所
木村担当課長

中崎専門員

県医療整備課
細田主幹

伊奈町
秋元課長補佐

上尾中央総合病院
長谷川特任副院長

斉藤看護副部長

玉城係長

土屋科長

北里大学MC
小池係長

角田主査
北本市
山崎主幹
須田課長
上尾市
須田副課長
鴻巣市

出入り口

成年後見制度について

1　成年後見制度とは

判断能力が十分でない方々（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）が、社会生活において様々な契約や遺産分割などの法律行為をする場合に、その法律行為によってどのような効果が発生するのか、自分の行った行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする場合があります。

成年後見制度は、このような方々について、本人が持っている預貯金や不動産などの財産管理、あるいは介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上介護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

なお、本人の判断能力によって、後見（判断能力が全くない）、保佐（判断能力が特に不十分）、補助（判断能力が不十分）の区分があり、区分に応じて、同意、取消や代理の範囲などが決められます。

(※大阪府 HP『成年後見制度について』(http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/kouken/index.html) から)

2　成年後見人等の職務

(1)　成年後見人等は，本人の生活・医療・介護・福祉など，本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし，成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており，食事の世話や実際の介護などは，一般に成年後見人等の職務ではありません。

また，成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして，家庭裁判所の監督を受けることになります。

(※法務省民事局『成年後見制度～成年後見登記制度～』のＱ１２から。)

(2)　具体的な仕事の内容

成年後見人等の仕事は大きく分けて「財産管理」と「身上監護」になります。また、定期的に家庭裁判所への報告を行うことも大事な仕事です。

ア　財産管理

本人に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでな

く処分することも含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から重要財産の処分まで多岐にわたります。

○預貯金通帳、印鑑の管理

○収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取、公共料金・税金の支払いなど）

○不動産の管理、処分

○貸地・貸家の管理

○遺産分割　　など

イ　身上監護

本人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などの法律行為を行います。

○本人の状況に変化がないか定期的に訪問し生活状況を確認

○本人の住居の確保に関する契約の締結、費用の支払い

○健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い

○福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い

○教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い　　など

☆　本人に対し成年後見人等が食事の世話をしたり実際に介護することなどは含まれいません。また、入院・入所の際の身元保証人・身元引受人になることや医療行為について同意することはできません。

ウ　家庭裁判所への報告

家庭裁判所は、成年後見人等に対して定期的あるいは随時、後見事務に関する報告を求め、調査します。また、本人の生活の大きな変動、大きな財産処分、高額な物品の購入、遺産分割などがある場合は、事前に家庭裁判所に連絡し、指示を受けることになります。

（※広島市『成年後見ハンドブック』２成年後見人等の仕事、(2)仕事についてＰ１７から。）

(3)　成年後見人等ができない行為

ア　成年後見人等は次の行為をすることができません。

①　結婚や離婚、養子縁組などの一身専属的な権利の代理行為

②　医的侵襲（手術等生命・身体に危険を及ぼす可能性のある医療行為）を伴う医療行為に対する同意　など

イ　また、次の行為は成年後見人等の職責の範囲外ですので、これらの場合は地域の他の支援者と連携して本人を支援することとなります。

①　施設入所等に当たり身元保証人や身元引受人になること

② 実際に介護を行うなどの事実行為 など

（※長野県『成年後見制度』Ｐ６から。）

(4) 成年後見人と保証人

医療行為の同意、結婚や養子縁組の手続行為の代理と同じく、成年後見人は被後見人の施設入所や入院の際の保証人にはなれません。保証をした後、万が一債務不履行となった場合には、通常本人に求償をすることになりますが、そうすると成年後見人と被後見人とが利害対立してしまうからです。

後見人に保証人になるよう求めてくる施設や病院がありますが、多くの専門職後見人は、施設や病院へ成年後見人の業務範囲を説明し、保証人にはなれない前提で、後見人として責任を持つ旨の説明をすることで理解を得られている場合が多いようです。

（※神奈川県『成年後見制度　市町村長申立てマニュアル2013　ＨＰ版』Ｐから。）

3　成年後見制度で成年後見等が始まるまでの期間

審理期間については，個々の事案により異なり，一概にはいえません。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査，本人の陳述聴取などのために，一定の審理期間を要することになります。多くの場合，申立てから成年後見等の開始までの期間は，４か月以内となっています。

（※法務省民事局『成年後見制度～成年後見登記制度～』のＱ１８から。）

審理期間について

○　成年後見関係事件の終局事件合計３５，４１７件のうち，２か月以内に終局したものが全体の約７８．９％（前年は約７７．４％），４か月以内に終局したものが全体の約９５．２％（前年は約９４．７％）である。

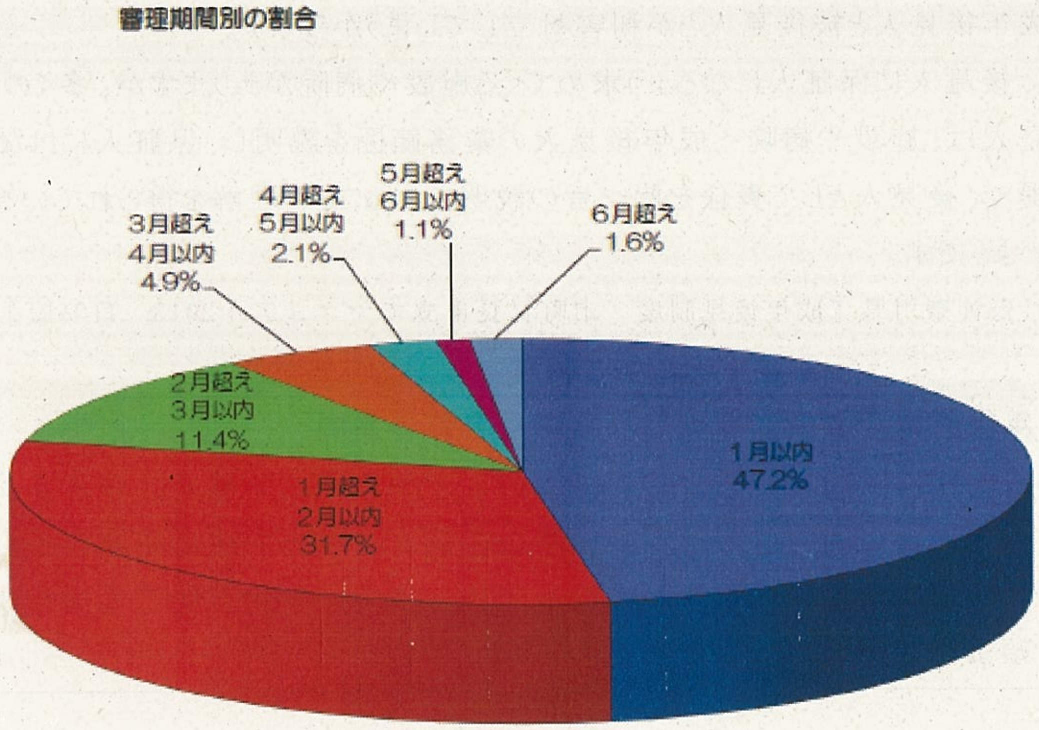

（※最高裁判所『成年後見関係事件の概況』（平成２９年）から。）

4　市町村長申立ての趣旨

身寄りがないなどの理由で，申立てをする人がいない認知症高齢者，知的障害者，精神障害者の方の保護を図るため，市町村長に法定後見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立権が与えられています。

(※法務省民事局『成年後見制度～成年後見登記制度～』のＱ１３から。)

5　市町村長申立ての根拠（要件）と申立ての対象者

(1)　本人が認知症高齢者、知的障害者、精神障害者であること

①認知症高齢者（老人福祉法第32条）

②知的障害者(知的障害者福祉法第28条)

③精神障害者

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の２）

※　①老人福祉法では、65歳以上の者（**法第５条の４により、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。**）とされています。

※　②③に関しては、各障害者手帳の所持は市町村長申立て対象者の必須要件ではありません。一方で、知的障害が疑われ、20歳を超えているが手帳を所持していない場合は、福祉サービスの利用を進めるため、手帳の取得可否の検討を行うことが必要となるでしょう。

(2)　審判請求をする者がいないこと

①配偶者、4親等内の親族がいない。

②申立権のある親族がいても、非協力的である。

③虐待やこれまでの経過で、親族による申立てが適当でないと判断される。

（※神奈川県『成年後見制度　市町村長申立てマニュアル2013　ＨＰ版』Ｐ１５から。）

(3)　「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」

市町村長が申立て権を有する根拠は、老人福祉法（第32 条）、知的障害者福祉法（第28 条）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第51条の11 の２）に規定されており、これらの条文には、いずれも「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」とあります。これは、本人に四親等内の親族がいない場合に限るものではありません。

（※長野県『成年後見制度』Ｐ６から。）

【参考】老人保健福祉法

（福祉の措置の実施者）

第五条の四　六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している六十五歳以上の者については、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるその六十五歳以上の者の所在地の市町村が行うものとする。

（審判の請求）

第三十二条　市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

6　市町村長申立ての手順

成年後見制度市町村長申立てフロー

（1）情報の把握

介護職員や介護支援専門員、社協職員、民生委員等からの相談・要請により情報が入る。

日常生活を維持することができず、緊急を要する場合等は、「やむを得ない事由等による措置」を検討する（必要に応じて、措置後市町村長申立てを行う）

（2）調査・検討

本人の状況を的確に把握し、申立てを行うべきかどうか市町村として判断する。

①本人調査
- 寄せられた情報の事実関係を確認
- 本人の心身・日常生活の状況、資産状況（わかる範囲）等の把握

②親族調査
- 二親等内の親族（他の申立権者）の有無を戸籍等により確認

いる：<u>二親等以内の親族に申立ての意思を確認</u>し、申立て意思がある、またはすでに四親等以内で申立てを行う予定の者が明らかな場合は、その者に申立てを行うよう支援・依頼

ただし：二親等以内の親族がいるが、「申立てを拒否している」「本人への虐待がある」または「連絡がつかない」等の場合は、いないとして扱う。

いない

③後見登記の有無の確認
- 東京法務局から本人の「登記事項証明書」を取り寄せ、任意後見受任者等の有無を確認

登記あり：任意後見受任者等に対応を依頼する。（任意後見受任者が家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てを行い、選任をもって任意後見が開始される）

登記なし

④申立ての要否の検討
- 成年後見制度利用による保護の必要性等について検討

⑤市町村長申立ての決定

（3）申立て書類の作成

申立てに必要な書類を作成する。

①診断書の依頼
- 診断書（家庭裁判所指定様式）を医師に依頼する（医師は精神科医が望ましいが、本人の状況をよく分かっている主治医でもよい）

②成年後見人等候補者の検討

③申立て費用の負担について検討
- 申立て費用については、原則として申立て人、この場合は市町村長が負担する。

（4）家庭裁判所への申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てる。

①必要書類等の提出

②申立て費用の予納

（5）後見開始の審判等（審判確定後、法定後見開始）

（※長野県『成年後見制度』Ｐ１２から。）

7　成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援するため、被後見人等を支援している市町村があります。

(1)　市町村長申し立て

市町村長が申立てを行う場合は、市町村があらかじめ次のような申立費用を負担します。負担能力のある方には、家庭裁判所の命令に基づき後日請求します。

・申立手数料、・登記手数料、・連絡用の郵便切手代、・鑑定料

(2)　成年後見人等に対する報酬の支払い助成

成年後見制度の利用に当たり、資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な方（被後見人、被保佐人又は被補助人）に、家庭裁判所が決定した報酬に相当する額の全部又は一部を助成します。

8　成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限（民法第８７３条の２関係）

「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成２８年法律第２７号。以下「改正法」といいます。）が平成２８年４月６日に成立し，同月１３日に公布されました。改正法は，平成２８年１０月１３日から施行されました。

この法律により、成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができることとなりました。ただし、(3)の行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければなりません。

(1)　相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為

(2)　相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済

(3)　その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（(1)及び(2)の行為を除く。）

いざという時のために　知って安心

成年後見制度
成年後見登記

法務省民事局

自分のために　みんなの安心
成年後見制度

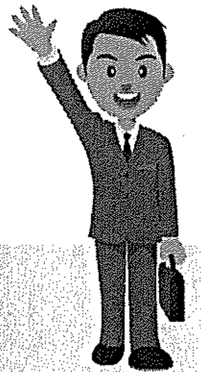

Q 成年後見制度ってどんな制度ですか?

A

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

Q 成年後見制度にはどのようなものがあるのですか?

A

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

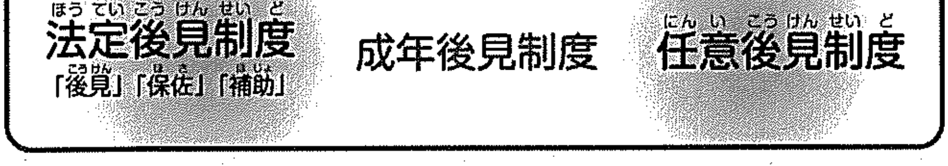

法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	(注2)	民法13条1項所定の行為 (注3) (注4) (注5)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部) (注1)(注3)(注5)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為 (注2)	同上 (注3) (注4) (注5)	同上 (注3) (注5)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左 (注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど (注6)	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

(注 1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注 2) 成年被後見人が契約等の法律行為（日常生活に関する行為を除きます。）をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注 3) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注 4) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注 5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(注 6) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

法定後見制度の事例

後見開始事例

①本人の状況:統合失調症
②申立人:叔母
③成年後見人:司法書士
④成年後見監督人:公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
⑤概要

本人は20年前に統合失調症を発症し、15年前から入院していますが、徐々に知的能力が低下しています。また、障害認定1級を受け障害年金から医療費を支出しています。本人の家族構成は母一人子一人でしたが、母が半年前に死亡したため、親族は母方の叔母がいるのみです。亡母が残した自宅やアパートを相続し、その管理を行う必要があるため、母方の叔母は後見開始の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。そして、母方の叔母は、遠方に居住していることから成年後見人になることは困難であり、主たる後見事務は、不動産の登記手続とその管理であることから、司法書士が成年後見人に選任され、併せて公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが成年後見監督人に選任されました。

保佐開始事例

①本人の状況:中程度の認知症の症状
②申立人:長男
③保佐人:申立人
④概要

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、わからなくなることが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになりました。隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際自宅の土地、建物を売りたいと考えて、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任されました。長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めました。

補助開始事例

①本人の状況:軽度の認知症の症状
②申立人:長男
③補助人:申立人
④概要

本人は、最近お米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになり、また、長男が日中仕事で留守の間に、訪問販売員から必要のない高額の呉服を何枚も購入してしまいました。困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商品を購入することについて同意権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

Q 成年後見人等には、どのような人が選ばれるのでしょうか?

A 成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

なお、後見開始等の審判を申し立てた人において特定の人が成年後見人等に選ばれることを希望していた場合であっても、家庭裁判所が希望どおりの人を成年後見人等に選任するとは限りません。希望に沿わない人が成年後見人等に選任された場合であっても、そのことを理由に後見開始等の審判に対して不服申立てをすることはできませんので、ご注意ください。

Q 成年後見人等の役割は何ですか？

A

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

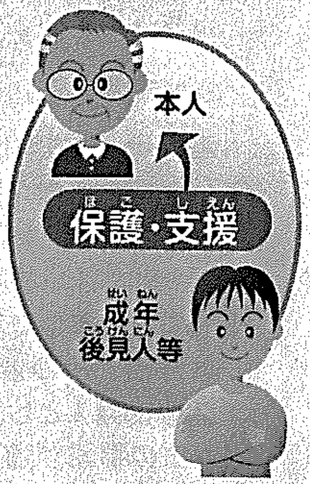

Q 成年後見の申立てをする方がいない場合は、どうすればよいのでしょうか？

A

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

Q 任意後見制度とは、どのような制度ですか？

A

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

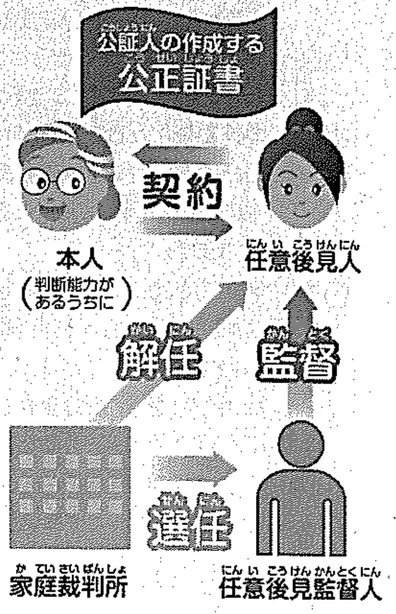

①本人の状況:脳梗塞による認知症の症状
②任意後見人:長女
③任意後見監督人:弁護士
④概要

任意後見監督人選任事例

本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていましたが、判断能力が低下した場合に備えて、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状が現れアパートを所有していることさえ忘れてしまったため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。その結果、長女が任意後見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後見監督人が定期的に監督するようになりました。

Q 法定後見制度を利用したいのですが、法定後見開始の審判の申立てに必要な費用はどのくらいかかるのでしょうか?

A

	後見	保佐	補助
申立手数料(収入印紙)	800円	800円(注7)	800円(注8)
登記手数料(収入印紙)※	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注9)、鑑定料(注10)		

※当分の間、登記印紙も使用することができます。

(注7) 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てをするには、申立てごとに別途、収入印紙800円が必要になります。

(注8) 補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりませんが、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円が必要になります。

(注9) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

(注10) 後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行いますので、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10万円以下となっています。

(注11) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入手するための費用も別途かかります(申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。)。

(注12) 資力が乏しい方については、日本司法支援センター(愛称「法テラス」)が行う民事法律扶助による援助(申立代理人費用の立替えなど)を受けることができる場合があります。詳しくは法テラスの相談窓口(コールセンター 0570-078374)へお電話ください。
また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。詳しくは各市町村の窓口へお問い合わせください。

法定後見制度の利用後に、成年後見人等から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払が必要となります。

Q 任意後見契約公正証書を作成するために必要な費用はどのくらいかかるのでしょうか？

A

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円
その他	本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

上記費用とは別に、任意後見監督人選任の申立て費用が必要となります。
契約の内容によっては、任意後見人に対する報酬の支払が必要となります。
また、任意後見契約の発効後、任意後見監督人から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払が必要となります。

Q 法定後見制度を利用したいのですが、申立てから開始までどれくらいの期間がかかるのでしょうか？

A

審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえませんが、多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4か月以内となっています。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。

法定後見の開始までの手続の流れの概略

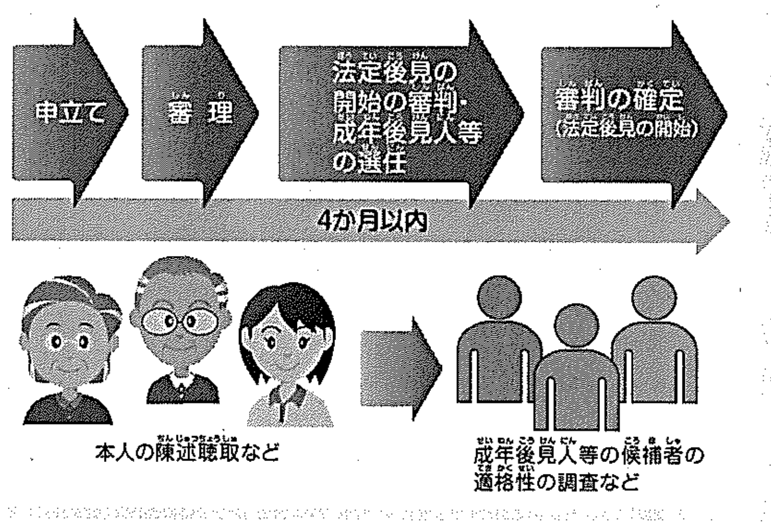

Q 法定後見が開始した後で、制度の利用をやめることはできますか？

A

成年後見制度は判断能力が不十分な本人の権利を保護するための制度ですので、本人の判断能力が回復したと認められる場合でない限り、制度の利用を途中でやめることはできません。

自分のために みんなの安心
成年後見登記

Q 成年後見登記制度とは どんな制度ですか?

A 成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記官がコンピュータ・システムを用いて登記し、また、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することによって登記情報を開示する制度です。

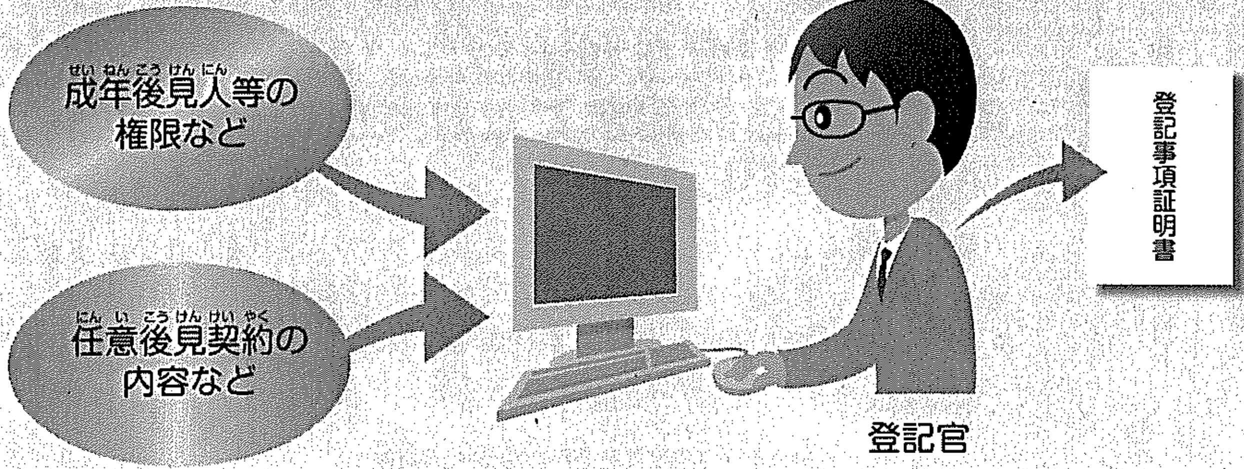

成年後見登記制度のイメージ

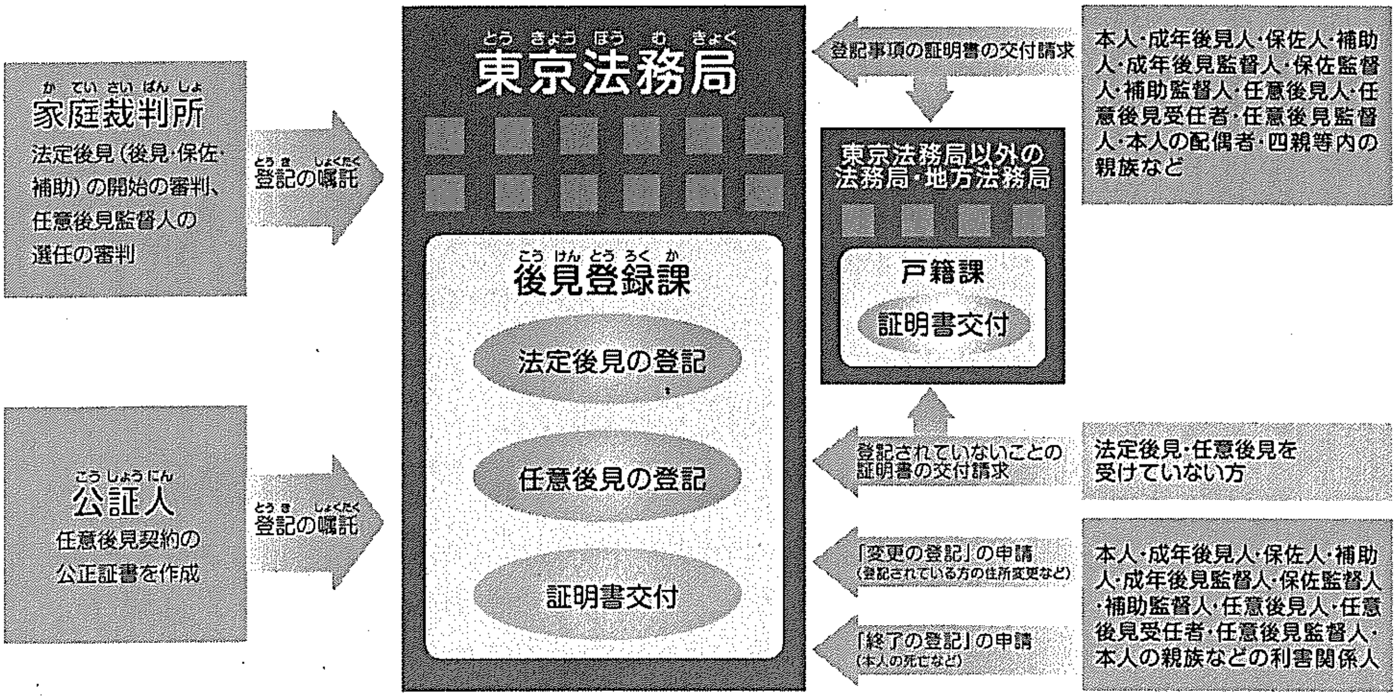

Q 登記はどのようにされるのですか?

A

東京法務局の後見登録課で、全国の成年後見登記事務を行っています。

後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、家庭裁判所または公証人からの嘱託によって登記されます。また、登記されている本人・成年後見人など(※1)は、登記後の住所変更などにより登記内容に変更が生じたときは「変更の登記」を、本人の死亡などにより法定後見または任意後見が終了したときは「終了の登記」を、申請する必要があります。この「変更の登記」「終了の登記」の申請は、本人の親族などの利害関係人も行うことができます。

登記の申請は、書留郵便で行うことができます。

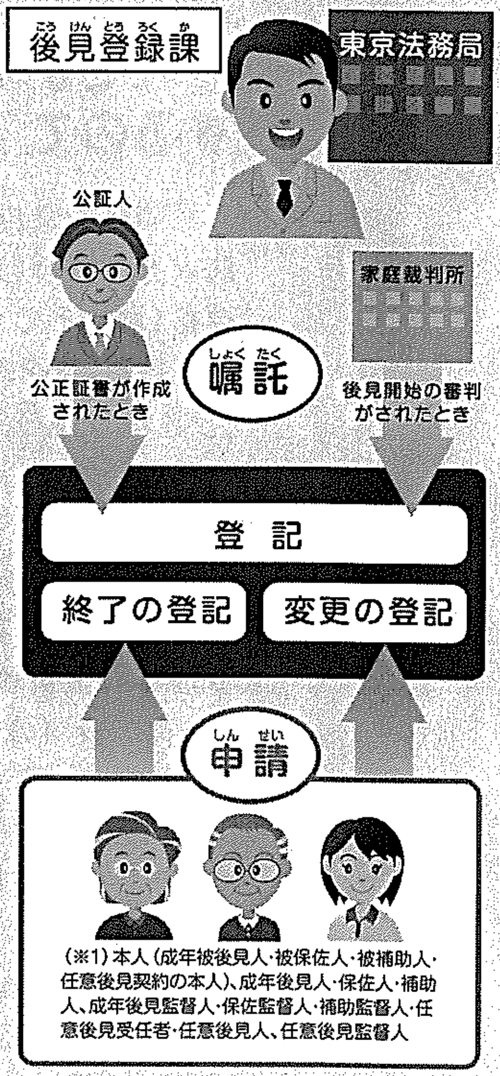

Q どのようなときに、登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を利用することができますか?

A

たとえば、成年後見人が、本人に代わって財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対し登記事項の証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらうという利用方法が考えられます。また、成年後見(法定後見・任意後見)を受けていない方は、自己が登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。

Q どのように登記事項の証明書・登記されていないことの証明書の交付請求をするのですか?

A

証明書の交付請求をする場合には、請求者の住所、氏名、生年月日および資格(本人との関係)などを記載した申請書に、下記の額(※2)の収入印紙(手数料)を貼り、必要な添付書面(※3)を添えて請求してください。請求は、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封して郵送で行うこともできます。なお、証明書を交付する際には、免許証・保険証など本人確認のための資料の提示・提供をお願いしております。郵送で請求される場合には、コピーしたものを同封いただきますようご協力願います。

窓口での証明書の交付は、東京法務局民事行政部後見登録課および東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課で行っています。

請求先窓口

東京法務局民事行政部後見登録課
(東京法務局以外の)法務局・地方法務局戸籍課

郵送での請求先

〒102−8226
東京都千代田区九段南1−1−15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
TEL: 03−5213−1234(代表)
03−5213−1360(ダイヤルイン)

※2 登記事項の証明書 1通につき 550円
登記されていないことの証明書 1通につき 300円

※3 本人の配偶者または四親等内の親族が証明書の交付請求をする場合には、親族関係を証する書面として戸籍謄抄本や住民票等を添付する必要があります。
また、本人から委任を受けた代理人が、本人に代わって証明書の請求をすることもできますが、その場合には、委任状を添付することが必要となります。

証明書の申請書用紙は、最寄りの法務局・地方法務局(最終ページの電話番号一覧を参照してください。)、または法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp/)の成年後見制度のページなどからお取り寄せください。

Q オンラインによる登記の申請や証明書の交付請求をすることはできますか?

A

変更および終了の登記の申請や登記事項の証明書および登記されていないことの証明書の交付請求は、自宅やオフィスからインターネットにより登記・供託オンライン申請システムを利用して行うこともできます(※注)。

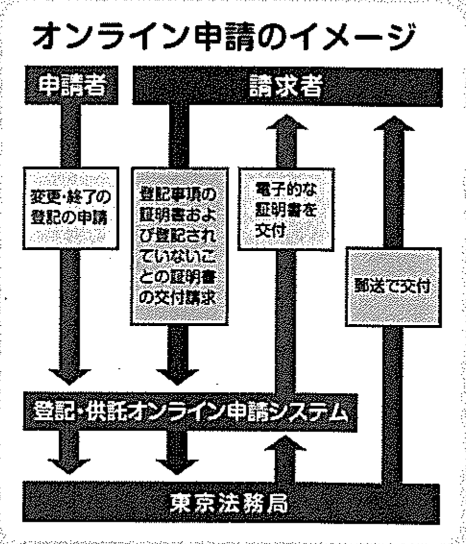

(注1)オンライン申請を行うには、認証機関から発行される電子証明書を取得する必要があり、利用できる認証機関は法務省ホームページに掲載されています。
(注2)手数料の額、手数料の納付方法、その他オンライン申請の利用方法については、法務省ホームページ上の「オンライン申請」のページをご覧ください。

Q オンラインで証明書を請求するときの手数料はどのようになりますか?

A

証明書の交付請求をオンラインにより行う場合には、電子データによって交付される「電子的な証明書」を求める方法と、従来どおりの紙の証明書の交付(郵送に限ります。)を求める方法とがあります。

それぞれの場合について、次のとおりの額の手数料を電子的に納付しなければなりません。

詳しくは、法務省ホームページ内の「オンライン申請」のページをご覧ください。

手数料	オンラインによる請求		窓口・郵送による請求
証明書の種類	紙の証明書	電子的な証明書	紙の証明書
登記事項の証明書	380円	320円	550円
登記されていないことの証明書	300円	240円	300円

Q 誰が登記事項の証明書・登記されていないことの証明書の交付を請求できますか?

A

証明書の交付請求ができる方は、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の調和を図る観点から、登記されている本人、その配偶者・四親等内の親族、成年後見人など一定の方に限定されています。なお、取引相手であることを理由に、請求することはできません。

Q 戸籍上の禁治産・準禁治産の記載はどうなるのですか?

A

「禁治産」および「準禁治産」の宣告を受けている方は、平成12年4月から、それぞれ「成年被後見人」および「被保佐人」とみなされます。また、「後見人」および「保佐人」は、それぞれ「成年後見人」および「保佐人」とみなされます。これらの本人、配偶者、四親等内の親族のほか、成年後見人・保佐人とみなされる方などは、戸籍から登記への移行の登記申請をすることができます。この登記がされると、登記官から本人の本籍地の市区町村へ通知がされ、禁治産および準禁治産の記載のない新しい戸籍が作られます。なお、この登記の申請がされないと、禁治産および準禁治産の戸籍上の記載はそのままとなります。

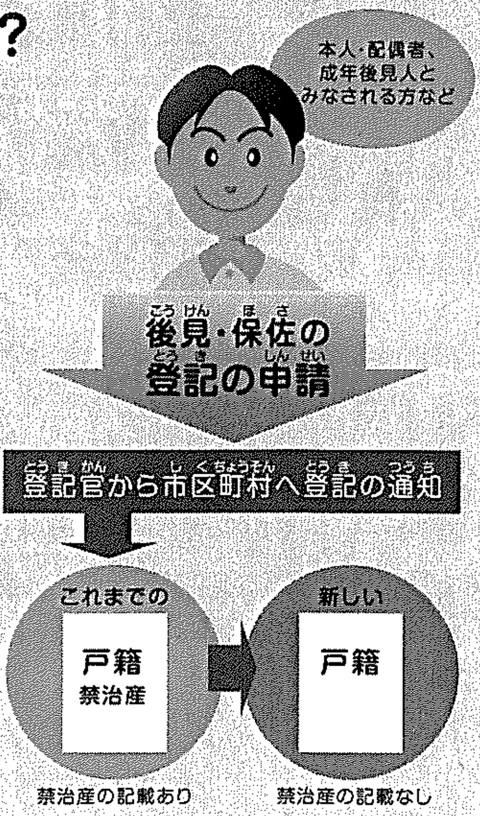

成年後見制度についてわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

成年後見制度について

- 法務省民事局参事官室　TEL:03−3580−4111(代表)
- 法テラス(日本司法支援センター)
  TEL:0570−078374(コールセンター)
- 各市町村の地域包括支援センター
  (障害者の相談窓口は各市町村)
- 全国の弁護士会
- 全国の司法書士会
  (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート)
- 日本社会福祉士会及び各地の
  「権利擁護・成年後見センターぱあとなあ」
- 全国の社会福祉協議会

成年後見登記制度について

- 法務省民事局民事第一課　TEL:03−3580−4111(代表)
- 東京法務局民事行政部後見登録課
  東京都千代田区九段南1−1−15　九段第2合同庁舎
  TEL:03−5213−1234(代表)
  03−5213−1360(ダイヤルイン)

任意後見契約について

- 日本公証人連合会　TEL:03−3502−8050
- 全国の公証役場

成年後見制度を利用するための申立ての手続や必要書類、費用などについて

- 全国の家庭裁判所

登記事項証明書の交付請求、申請用紙などについて

東京法務局	03−5213−1360	奈良地方法務局	0742−23−5534	福岡法務局	092−721−9334	盛岡地方法務局	019−624−1141
横浜地方法務局	045−641−7976	大津地方法務局	077−522−4692	佐賀地方法務局	0952−26−2185	秋田地方法務局	018−862−1129
さいたま地方法務局	048−851−1000	和歌山地方法務局	073−422−5131	長崎地方法務局	095−820−5953	青森地方法務局	017−776−9021
千葉地方法務局	043−302−1316	名古屋法務局	052−952−8111	大分地方法務局	097−532−3347	札幌法務局	011−709−2311
水戸地方法務局	029−227−9911	津地方法務局	059−228−4192	熊本地方法務局	096−364−2145	函館地方法務局	0138−23−9526
宇都宮地方法務局	028−623−6333	岐阜地方法務局	058−245−3181	鹿児島地方法務局	099−259−0668	旭川地方法務局	0166−38−1165
前橋地方法務局	027−221−4466	福井地方法務局	0776−22−5090	宮崎地方法務局	0985−22−5250	釧路地方法務局	0154−31−5015
静岡地方法務局	054−254−3555	金沢地方法務局	076−292−7829	那覇地方法務局	098−854−7953	高松法務局	087−821−6191
甲府地方法務局	055−252−7176	富山地方法務局	076−441−0550	仙台法務局	022−225−5734	徳島地方法務局	088−622−4171
長野地方法務局	026−235−6611	広島法務局	082−228−5765	福島地方法務局	024−534−1933	高知地方法務局	088−822−3331
新潟地方法務局	025−222−1561	山口地方法務局	083−922−2295	山形地方法務局	023−625−1321	松山地方法務局	089−932−0888
大阪法務局	06−6942−9459	岡山地方法務局	086−224−5659				
京都地方法務局	075−231−0199	鳥取地方法務局	0857−22−2260				
神戸地方法務局	078−392−1821	松江地方法務局	0852−32−4230				

法務省のホームページ・アドレス

http://www.moj.go.jp/

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(平成29.10)

資料5

成年後見制度

市町村長申立ての手引き

平成２６年１１月

長 野 県

― 協 力 ―

長野家庭裁判所
社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
長野県弁護士会
公益社団法人 成年後見センター リーガルサポートながの
一般社団法人 長野県社会福祉士会

資料６

広島市成年後見制度利用支援事業について

1　成年後見人等選任の申立て

身寄りのない高齢者や障害者が、判断能力が十分でないため財産管理ができない場合などに、財産の管理などを代わりに行う成年後見人、保佐人または補助人（以下「成年後見人等」といいます。）の選任の申立てを、市長が家庭裁判所に行います。

【対象者】　①～③のすべてに該当する方です。
① 高齢者（65 歳以上の人）、知的障害者又は精神障害者である。
② 自己の財産の管理・処分や医療・介護・障害福祉サービスの契約を行う能力が十分でない。
③ 成年後見人等選任の申立てを行う配偶者及び四親等以内の親族がいない。
※　その他、市長が本人の福祉のため必要と認めた場合も対象

【申し立て費用】
まず市長が納付し、その後に本人に求償するかどうかは、財産状況を考慮した家庭裁判所の審判に従います。

2　成年後見人等への報酬の支払い助成

資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な方（被後見人、被保佐人または被補助人（以下「被後見人等」といいます。））に、報酬相当額を助成します。

【対象者】
広島市内に居住する被後見人等のうち、審判決定書における報酬付与の対象期間内に、次のいずれかに該当する期間（報酬助成対象期間）を有している方です。
① 生活保護を受けている。
② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付を受けている。
③ 収入・資産等の状況から上記①、②と同等の状態であると認められる。
※　成年後見人等が被後見人等の親族の場合は対象外。

【助成額】
家庭裁判所が決定する成年後見人等に対する報酬額のうち、報酬助成対象期間にかかる報酬額を助成します。ただし、次の額を上限とします。
・在宅期間　　　　月額2万8,000円
・入院・入所期間　月額1万8,000円
※　申請時に、一定額以上の現金及び預貯金（超過預貯金等）を保有する場合は、助成額を減額する場合があります。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

【申請に必要な書類】
① 成年後見等報酬助成申請書
② 家庭裁判所が発行する報酬付与の審判決定書の写し
③ 在宅又は施設等への入院、入所の期間が確認できる書類
（成年後見人等が家庭裁判所に提出する報酬付与の審判申立書の写し等）
④ 登記事項証明書の写し
⑤ 成年後見人等本人であることを確認できる証明書の写し
⑥ 被後見人等の通帳の写し
※　④、⑤は、成年後見人等が申請手続きを行う場合のみ必要です。
※　上記以外にも、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

【申請手続き】
申請は、家庭裁判所が発行する報酬付与の審判決定書が届いてから概ね２月以内に行ってください。

平成３０年４月作成

【手続き・お問い合わせ先】

区	区役所厚生部健康長寿課	区役所厚生部保健福祉課	
	（高齢者について）	（知的障害者について）	（精神障害者について）
中　区	504−2570	504−2588	504−2109
東　区	地域支えあい課　568−7731		
南　区	250−4107	250−4132	250−4133
西　区	294−6218	294−6346	294−6384
安佐南区	831−4941	831−4946	831−4944
安佐北区	819−0585	819−0608	819−0616
安芸区	821−2810	821−2816	821−2820
佐伯区	943−9729	943−9769	943−9733
市役所	504−2145	504−2148	504−2228

※　東区では、成年後見制度に関する御相談は地域支えあい課でお受けします。